

契 約 内 容 変 更 報 告 書

- 1 事業番号 多文ス工第3号
- 2 種 別 消防施設
- 3 事業名 総合体育館自火報設備取替工事
- 4 場 所 多治見市大畑町2丁目150番地 地内
- 5 契約業者名 株式会社高電
- 6 住 所 多治見市宝町3丁目30番地の2
- 7 変更後の契約金額 11,799,700 円
(当初契約金額) (11,440,000 円)
- 8 工 期 令和4年9月20日 ～ 令和5年3月24日
(当 初 工 期) (令和4年9月20日 ～ 令和5年3月24日)
- 9 概 要 自火報設備等の取替工事を行うもの。
1.自火報設備取替工事・・・1式
2.自火報設備取替工事(防排煙)・・・1式
3.トイレ呼出設備取替工事・・・1式

10 変更内容及び変更理由

・研修棟1階の端子盤から第1体育館事務室内の自火報受信機までの配線取替(60m):今回工事である自火報受信機の取替工事を行い、受信試験を実施したところ、研修棟2階調理室に設置してあるガス検知器の信号が受信出来ないことから調査したところ、研修棟の端子盤から自火報受信機までの配線が経年劣化し、信号が伝送されないことが判明した為、配線の取替を行うもの。

・第1体育館3階の器具庫6及び女子更衣室の煙感知器を移設(2箇所):今回工事の消防検査を受検したところ、自火報煙感知器とスプリンクラーヘッドとの離隔が規程値300以上必要とされるところ、器具庫6は既設感知器との離隔が50、女子更衣室は既設感知器との離隔が100であることが指摘された為、規程値である300以上確保するよう移設するもの。

・第2体育館1階の東倉庫の煙感知器を移設(1箇所):今回工事の消防検査を受検したところ、自火報煙感知器とサーキュレーター吹出口との離隔が規程値1500以上必要とされるところ、既設感知器との離隔が1450であることが指摘された為、規程値である1500以上確保するよう移設するもの。

・第2体育館3階の階段1の煙感知器を移設(1箇所):今回工事の消防検査を受検したところ、自火報煙感知器と壁との離隔が規程値600以上必要とされるところ、既設感知器との離隔が400であることが指摘された為、規程値である600以上確保するよう移設するもの。

・研修棟1階詰所の熱感知器を移設(1箇所):今回工事の消防検査を受検したところ、自火報熱感知器と空調吹出口との離隔が規程値1500以上必要とされるところ、既設感知器との離隔が1000であることが指摘された為、規程値である1500以上確保するよう移設するもの。